

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条、63条、同法施行規則第16条	一類から四類感染症等の病原体に汚染された疑いのある物件に係る措置	指導予防課

一類から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具等について、その場所を管理する者または代理者に対し、当該物件の移動の禁止、消毒、廃棄などを命じることができる。

また、当該場所を管理する者に措置することが困難な場合は、市において措置を行い、その措置にかかった費用は管理者等より徴収することができる。その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

一類から四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。